傍　聴　要　領

幸手保健所地域災害保健医療調整会議

1　傍聴の手続

（１）傍聴の手続は、事前申込により行います。申込者が定員を上回った場合は、先着順で傍聴者を決定します。

（２）申込方法の詳細については、事前に幸手保健所のホームページに掲載します。

（３）傍聴者は、会議の開催予定時刻に、事前に送付したTeamsのアドレスにアクセスしてください。

2　傍聴する際に守っていただく事項

次の事項を必ず守ってくださるようお願いします。

（１）Teamsで参加される場合

ア 会議中は静かに傍聴し、マイクはミュート設定を行ってください。（WebカメラはONの状態でお願いします。）

イ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

ウ Web会議の写真撮影、録画、録音等をしないこと。

エ その他会議の運営の支障となる行為をしないこと。

オ Web傍聴に係る通信料は、傍聴者の負担となります。

カ ネットワークの回線状況やWi-Fi環境により動作に支障が出る場合がありますので、予め御了承ください。

キ お申込みによって得られた個人情報は慎重に管理し御本人への連絡を行う場合に使用します。

（２）会場で参加される場合

ア 会議中は静かに傍聴し、発言に対し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

イ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

ウ 食事又は喫煙をしないこと。

エ 写真撮影、録画、録音等をしないこと。

オ その他会場の秩序を乱し、会議の運営の支障となる行為をしないこと。

3　会議の秩序の維持

（１）傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。

（２）傍聴者が上記２の傍聴する際に守っていただく事項に違反したときは、注意し、これに従わないときは退場して（回線を切断させて）いただく場合があります。